タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法について

国土交通省

自動車局旅客課

タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント

特措法

旧

原則
- 新規参入：許可制
- 増　　車：届出制
- 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定） 期間3年
- 新規参入：許可制
- 増　　車：認可制
- 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

独禁法適用　協議会
地域計画
事業者
特定事業計画（認定）
（自主的な需要活性化策と併せて供給削減措置を実施）

※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

新

原則
- 新規参入：許可制
- 増　　車：届出制
- 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定・運審諮問） 期間3年
- 新規参入・増車：禁止
- 強制力ある供給削減措置
- 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

独禁法適用除外　協議会
地域計画（認可）
営業方法による削減の申出
事業者
事業者計画（認可）
（自主的な需要活性化策と供給削減措置を実施）
全てのインサイダー事業者が事業者計画の認可を受けることが必要
営業方法による削減の勧告・命令
アウトサイダー事業者
国

※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

準特定地域（大臣指定） 期間3年
- 新規参入：許可制
- 増　　車：認可制
- 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

独禁法適用　協議会
地域計画
新規参入・増車への意見
事業者
活性化事業計画（認定）
（自主的な需要活性化策と併せて供給削減措置を実施）
意見聴取
新規参入の許可
増車の認可
事業者
国

※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

タク特法

全国	指定地域（政令で指定）	特定指定地域（政令で指定）
—	登録制〔講習〕	登録制〔試験〕

全国	指定地域（告示で指定）	特定指定地域（告示で指定）
登録制〔講習〕	登録制〔試験〕	登録制〔試験〕

道路運送法

—

- **過労運転防止措置の義務付け**
  過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ
- **事業者に対する適正化事業の実施**
  貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

特定地域と準特定地域において講じられる措置

特定地域		準特定地域
任意	協議会設置	任意
認可制（2/3以上の同意要件あり） 特定地域計画 必須記載事項 供給輸送力の削減に関する事項 任意記載事項 活性化措置に関する事項	協議会が作成する地域計画	認可・認定なし（1/2以上の同意要件あり） 準特定地域計画 必須記載事項 活性化事業に関する事項
認可制（実施命令制度あり） 事業者計画 必須記載事項 供給輸送力の削減に関する事項 活性化措置に関する事項 （特定地域計画において実施主体とされた事業者のみ）	事業者が作成する計画	任意（認定申請可・認定を受けた場合には実施勧告制度あり） 活性化事業計画 必須記載事項 準特定地域計画に規定された活性化事業に関する事項
あり	独禁法適用除外	なし
あり	アウトサイダー事業者への営業方法の制限勧告・命令	なし
禁止	新規参入	許可制 ※供給過剰とならないかどうかの基準を追加
禁止	増車等	届出制→認可制 ※供給過剰とならないかどうか、収入状況・法令遵守の状況等の基準を追加
あり	公定幅運賃	あり（特定地域と同じ）

協議会ガイドライン①

協議会の構成員（案）

協議会の構成員は、次に掲げるものとする（括弧内は例）。

1. ○○都道府県知事・○○市町村長又はそれらの指名する者
2. タクシー事業者等（社団法人○○都道府県タクシー協会、○○株式会社）
3. 労働組合等（○○労働組合○○都道府県支部）
4. 地域住民の代表（○○自治会長又は○○商工会長）
5. 鉄道事業者、バス事業者等（○○株式会社）
6. 学識経験者（○○大学教授○○）
7. （その他協議会が必要と認める者を列記）

※都道府県労働局又は労働基準監督署、都道府県公安委員会については、オブザーバーとして参画頂くなど、柔軟な対応を行うものとする。

特定地域計画に記載する供給削減パターン例（案）

地域毎の実情に応じ、以下のいずれかのパターンを参考として、協議会の合意により柔軟に定めることができる。

	大手事業者	中小事業者	個人事業者
パターン１	最低保有車両数以上の事業者 Ｘ％**減車**		最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 Ｘ％又はＹ％相当の**営業方法の制限**
パターン２		全ての事業者 一律Ｘ％相当の**営業方法の制限**	
パターン３	○○○両以上の事業者 Ｘ％**減車**	○○両以上の事業者 Ｙ％**減車**	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 Ｘ％又はＺ％相当の**営業方法の制限**
パターン４	○○○両以上の事業者 Ｘ％**減車**	○○両以上の事業者 ○両の**減車**＋ Ｙ％**営業方法の制限**	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 Ｘ％又はＺ％相当の**営業方法の制限**

等

注）上記をベースとして改正前の特措法時の減車実績に応じ、減車又は営業方法の制限に係る割合を引き下げることができる。

協議会ガイドライン②

特定地域計画に関する合意の方法（案）

特定地域計画に関する合意の方法は、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

構成員

1. 関係地方公共団体の長が全て合意していること。
2. 計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の２／３以上であること。
3. 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
4. その他協議会の構成員が種別ごとに過半数が合意していること。
5. 構成員のうち計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

大手事業者

- 計画の作成に合意した大規模タクシー事業者（保有車両台数○○両以上）が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

中小事業者

- 計画の作成に合意した中小規模タクシー事業者（保有車両台数○○両以下）が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

個人事業者

- 計画の作成に合意した個人タクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

特定地域計画・事業者計画について

○供給過剰の解消を図り、タクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、協議会に対し、当該特定地域において削減すべき供給輸送力及びその方法等を定めた「特定地域計画」の作成を義務づけ（特定地域計画には活性化を推進するための「活性化措置」に関する事項を定めることが可能）

○特定地域計画の作成に合意した事業者に対し、各合意事業者が削減すべき供給輸送力及びその方法等を定めた「事業者計画」の作成を義務づけ

○国土交通大臣の認可を受けた特定地域計画及び当該計画に基づいてする行為は、独占禁止法の適用除外

特定地域計画

特定地域計画の作成

協議会A

主な記載事項

- 削減すべき供給輸送力及びその削減方法
- 各タクシー事業者が削減すべき供給輸送力及びその削減方法
- 活性化措置の内容（任意）

認可申請

特定地域計画の認可

国土交通省

主な認可基準

- 特定地域における車両数ベースでの特定地域計画の作成に合意したタクシー事業者の割合が３分の２以上であること
- 供給過剰の是正のため必要最小限度の範囲を超えないこと

認可

特定地域計画事項の実施義務

認可を受けた特定地域計画の作成に合意し、その実施主体とされたタクシー事業者は、当該計画事項の実施義務を負う。

※認可を受けた特定地域計画が認可基準に適合しなくなった場合は？

→ 認可特定地域計画の変更命令等の対象となる。

事業者計画

事業者計画の作成

合意事業者（個人タクシー）

合意事業者

主な記載事項

- 削減する供給輸送力及びその削減方法
- （認可特定地域計画において活性化措置の実施主体とされた合意事業者にあっては）活性化措置の内容及びその実施時期

認可申請

事業者計画の認可

国土交通省

主な認可基準

- 供給輸送力の削減を確実に行うため適切なものであること
- （活性化措置に係る事項が定められている場合にあっては）活性化措置を確実に遂行するため適切なものであること

認可

事業者計画の実施

※認可を受けた事業者計画を実施していない又は認可基準に適合しなくなった場合は？

→ 認可事業者計画の変更命令等の対象となる。

営業方法の制限による供給輸送力の削減勧告・命令について

勧告が発動される場合

形式要件
- ◆認可特定地域計画に合意した全ての事業者が事業者計画の認可を受けた場合
- ◆認可特定地域計画を作成した協議会から申出があったとき

実質要件
- ◆認可特定地域計画に合意した事業者以外の事業者の事業活動により、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されている事態が存する場合
- ◆このような事態を放置しては一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することに支障が生ずると認めるとき

命令が発動される場合

形式要件
- ◆認可特定地域計画に合意した全ての事業者が事業者計画の認可を受けた場合
- ◆認可特定地域計画を作成した協議会から申出があったとき

実質要件
- ◆次のいずれかに該当する事態が存する場合
  - ①認可特定地域計画に合意した事業者以外の者の事業活動により一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されていること
  - ②認可特定地域計画に合意した事業者のみの供給輸送力の削減では、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化を推進できないこと
- ◆このような事態を放置しては一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能の発揮に著しい支障が生ずると認めるとき

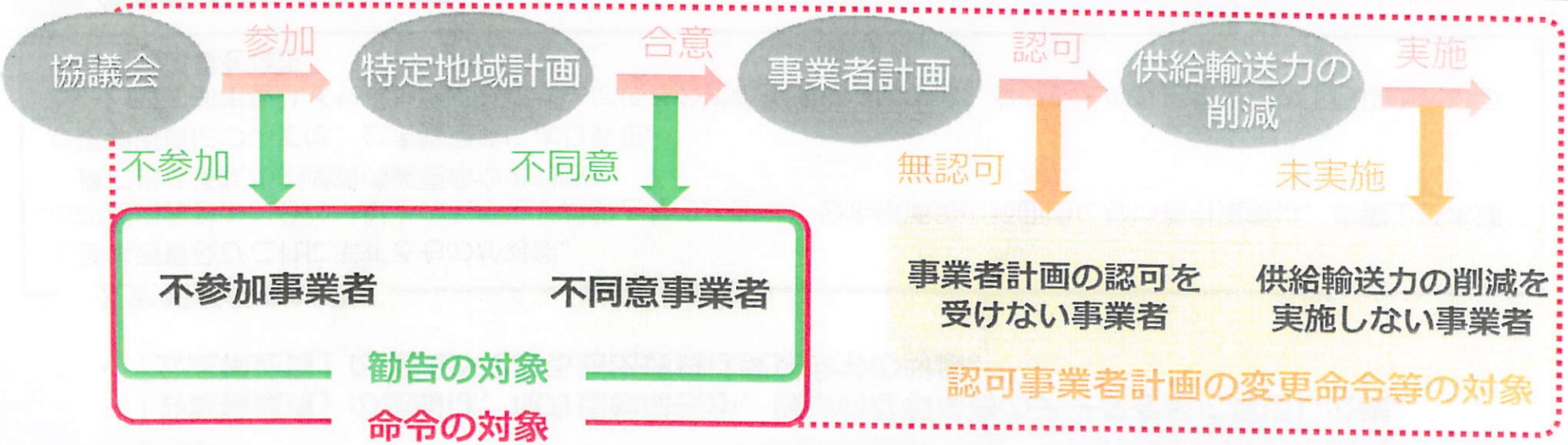

※勧告・命令の発動に当たっては、運輸審議会への諮問が必要。

公定幅運賃制度について

- **「公定幅運賃」の範囲は、地方運輸局長が、標準的な事業者のデータを基に算出し公表。**
- **「公定幅運賃」の範囲外である届出運賃は変更命令の対象。**

公定幅運賃の対象

○基本運賃及びこれに準ずるものが対象。

○総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となり、かつ、公定幅運賃の範囲内にない割引運賃は、事実上基本運賃に当たるため、運賃の変更命令の対象。

○定額運賃については、公定幅運賃により算定。

○いわゆる都市型ハイヤーを除くハイヤーに係る公定幅運賃については、タクシーの公定幅運賃の下限以上という公定幅運賃を設定。

公定幅運賃に係る手続き

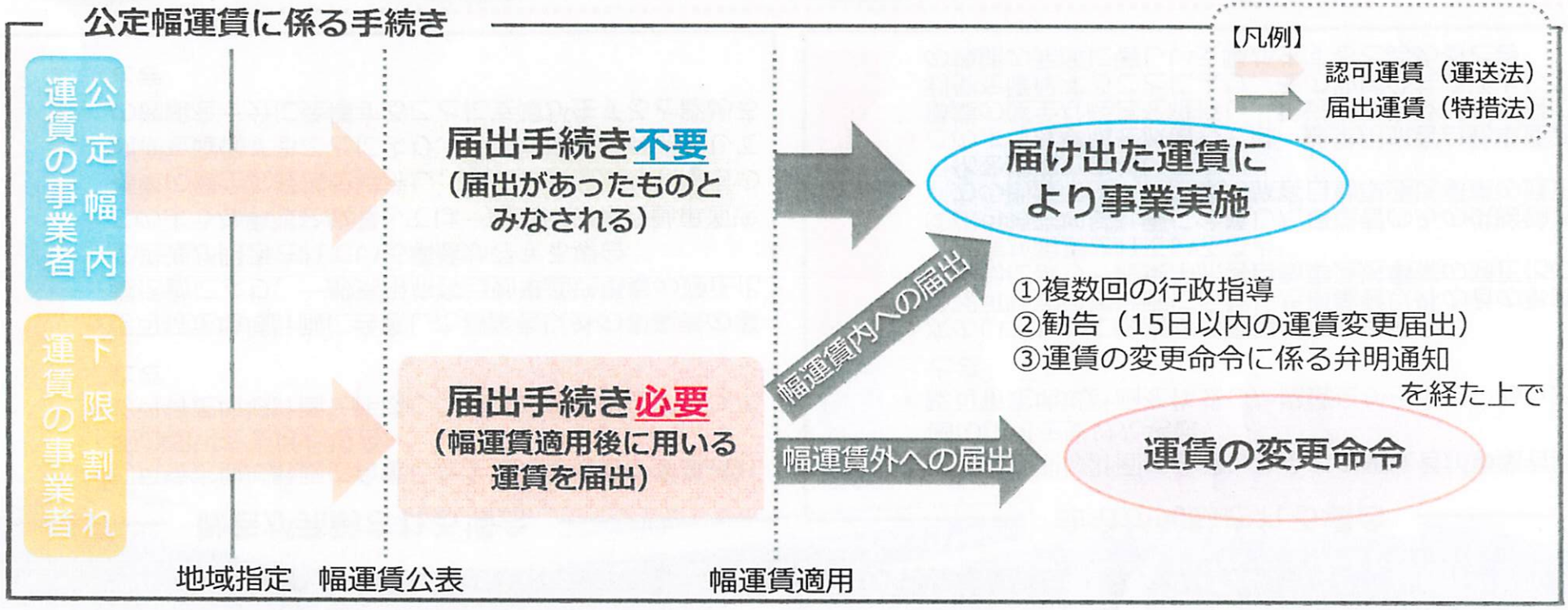

準特定地域の公定幅運賃における初乗短縮の設定状況（平成26年４月１日時点）

都道府県	準特定地域	初乗距離から減ずる加算距離の回数
東京都	特別区・武三交通圏	1回
	北多摩交通圏	1回
	西多摩交通圏	
	南多摩交通圏	
千葉県	千葉交通圏	4回
	市原交通圏	4回
大阪府	大阪市域交通圏	4回
広島県	広島交通圏	1回
	三原市	1回
	尾道市	
	福山交通圏	
岡山県	岡山市	2回
	倉敷交通圏	
	津山市	
山口県	山口市	1回
	岩国交通圏	
	周南市	
	防府市	
	宇部市	
	下関市	

都道府県	準特定地域	初乗距離から減ずる加算距離の回数
福岡県	福岡交通圏	2回
	北九州交通圏	2回
	筑豊交通圏	2回
	久留米市	
	大牟田市	
佐賀県	佐賀市	2回
	唐津市	2回
熊本県	熊本交通圏	2回
	八代交通圏	2回
鹿児島県	鹿屋交通圏	2回

計　30地域

1回短縮　14地域
2回短縮　13地域
4回短縮　3地域

★準特定地域の公定幅運賃における初乗短縮の設定状況

都道府県	準特定地域	初乗距離から減ずる加算距離の回数	初乗距離	初乗運賃額		短縮時の初乗距離	短縮時の初乗運賃額
東京都	特別区・武三交通圏	1回	2km	上限	730円	1．72km	640円
				下限	700円	1．708km	610円
	北多摩交通圏	1回	2km	上限	730円	1．724km	640円
	西多摩交通圏			下限	700円	1．712km	610円
	南多摩交通圏						
千葉県	千葉交通圏	4回	2km	上限	730円	0．844km	370円
				下限	660円	0．72km	300円
	市原交通圏	4回	2km	上限	730円	0．836km	370円
				下限	690円	0．768km	330円
大阪府	大阪市域交通圏	4回	2km	上限	680円	0．936km	360円
				下限	660円	0．904km	340円
広島県	広島交通圏	1回	1．5km	上限	630円	1．174km	550円
				下限	590円	1．152km	510円
	三原市	1回	1．5km	上限	580円	1．161km	500円
	尾道市						
	福山交通圏			下限	540円	1．136km	460円
岡山県	岡山市	2回	1．5km	上限	640円	0．938km	480円
	倉敷交通圏						
	津山市			下限	600円	0．9km	440円
山口県	山口市	1回	1．5km	上限	630円	1．201km	550円
	岩国交通圏						
	周南市						
	防府市			下限	580円	1．175km	500円
	宇部市						
	下関市						
福岡県	福岡交通圏	2回	1．6km	上限	670円	1．194km	570円
					630円	1．17km	530円
	北九州交通圏	2回	1．6km	下限	670円	0．956km	510円
					640円	0．926km	480円
	筑豊交通圏	2回	1．5km	上限	640円	0．864km	480円
	久留米市						
	大牟田市			下限	590円	0．81km	430円
佐賀県	佐賀市	2回	1．5km	上限	640円	0．874km	480円
	唐津市	2回		下限	600円	0．832km	440円
熊本県	熊本交通圏	2回	1．5km	上限	660円	0．846km	500円
	八代交通圏	2回		下限	610円	0．792km	450円
鹿児島県	鹿屋交通圏	2回	1．5km	上限	620円	1．118km	520円
				下限	580円	1．092km	480円

計　30地域

1回短縮　14地域
2回短縮　13地域
4回短縮　3地域

初乗距離を短縮した公定幅運賃（東京特別区武三交通圏）

【基本となる公定幅運賃】

	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
上限運賃	730円	280m	90円
下限運賃	700円	292m	90円

【初乗距離を短縮した公定幅運賃】

	初乗運賃	加算運賃	
上限運賃	1.72km 640円	280m	90円
下限運賃	1.71km 610円	292m	90円

※加算距離1回分を短縮した場合

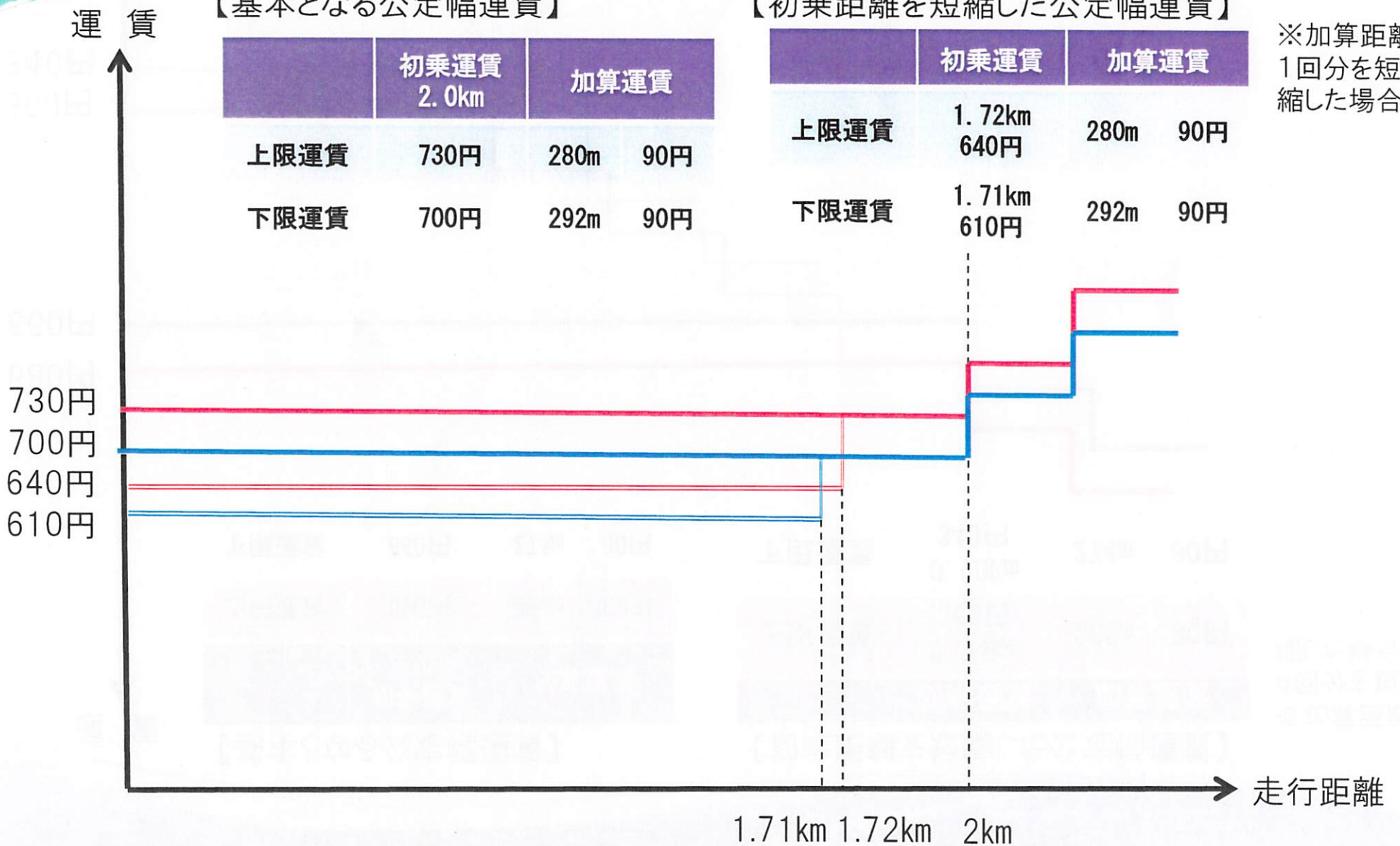

初乗距離を短縮した公定幅運賃（大阪市域交通圏）

【基本となる公定幅運賃】

	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
上限運賃	680円	266m	80円
下限運賃	660円	274m	80円

【初乗距離を短縮した公定幅運賃】

	初乗運賃	加算運賃	
上限運賃	0.94km 360円	266m	80円
下限運賃	0.90km 340円	274m	80円

※加算距離4回分を短縮した場合

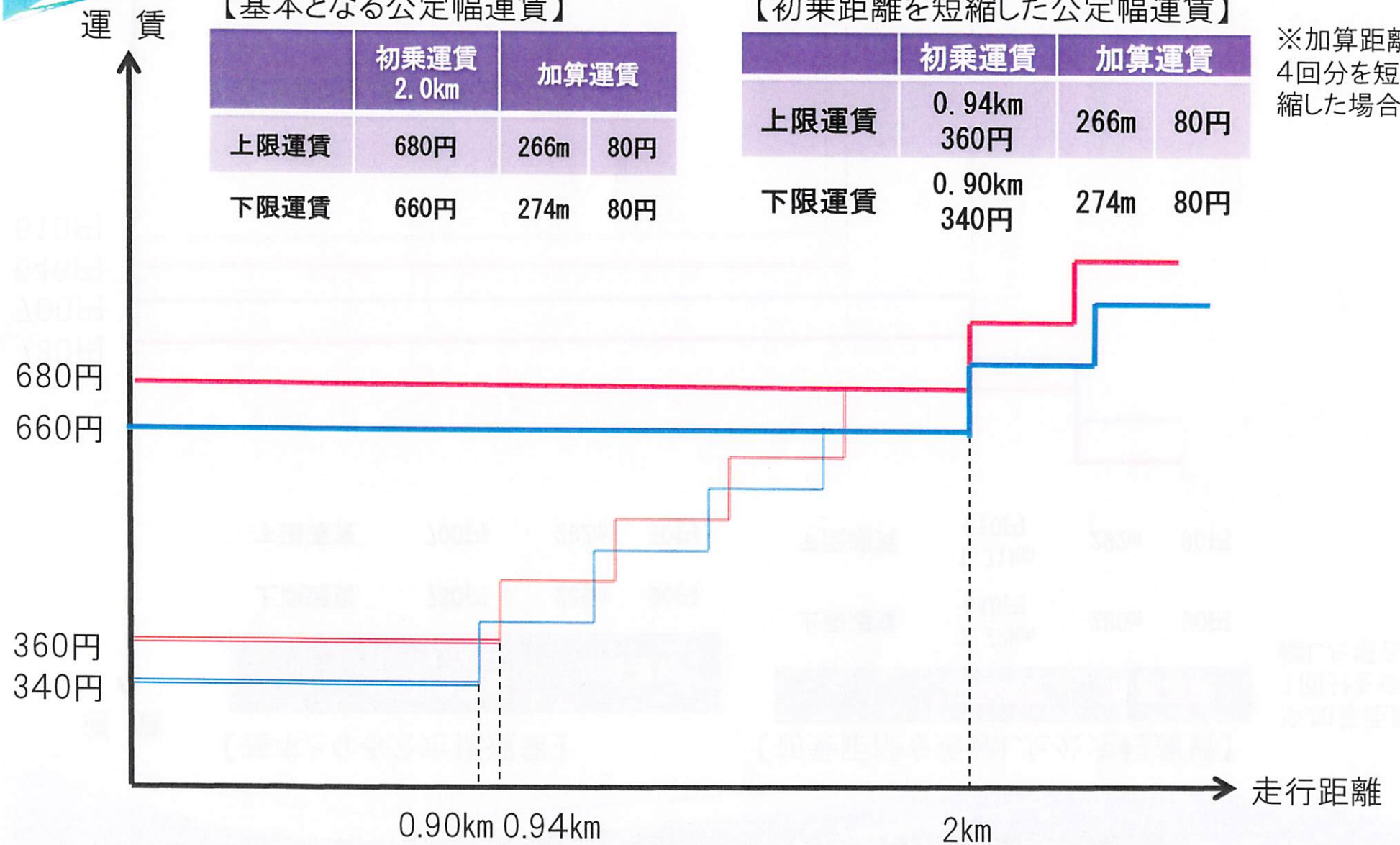

公定幅運賃の届出状況

公定幅運賃制度の対象となる準特定地域に営業所のあるタクシー事業者 42,447者（保有車両数229,380両）のうち、２６者（同1,816両）から、いわゆる下限割れ運賃の届出があった（平成26年５月９日時点）。

● 変更命令対象事業者数

	北海道	東北	北陸信越	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国計
変更命令対象事業者数	1	1	0	0	1	20	0	1	2	0	26
総事業者数	1,923	1,386	1,034	19,953	1,767	7,731	1,946	848	4,405	1,454	42,447

※変更命令対象事業者の割合：0.06%（事業者数ベース）、0.79%（保有車両数ベース）

※個人タクシーは近畿に１４者

※指導等により全国で11者が変更届出済み

国自旅第６０７号
平成２６年3月２０日

各地方運輸局長　殿
沖縄総合事務局長　殿

自動車局長
（公印省略）

深夜早朝割増の廃止等に係る審査方針について

タクシー運賃においては、労働基準法が深夜早朝時間帯の労働について原則として使用者が割増賃金を支払うことを義務づけていることに対応して深夜早朝割増の制度を設けている。

昨年秋の臨時国会における「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）」の可決・成立に際しては、賃金水準を含めたタクシー運転者の労働条件の改善が重要な目的の一つとされ、衆参両院の附帯決議では、一般乗用旅客自動車運送事業者において賃金制度等の改善等に努めることとする旨が盛り込まれたところであるが、各事業者が当該附帯決議を踏まえて賃金制度等の改善等を進めていくに際しては、深夜早朝割増の廃止又は割増率の引き下げにより労働条件の悪化が生じることを防止することがその前提となる。

このため、今後における深夜早朝割増の廃止又は割増率の引き下げに係る審査については、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年国自旅第101号）」に加えて下記によることとし、これにより厳格な審査を行うこととするので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）におかれてはその旨了知するとともに、所要の措置を講じられたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

１．深夜早朝割増の廃止又は割増率の引き下げが行われたとしても、運転者の深夜早朝時間帯の時間当たり賃金が減少しないことを証明する書類の提出を求め、当該書類によりこれが証明される場合に限り認可を行うこととする。

2．認可に当たっては、以下を認可に係る条件として付すこととする。

① 賃金台帳等による運転者の時間当たり賃金の前年度分の支払い実績の報告を毎年度４月末までに行うこと

② 当該報告により、深夜早朝割増の廃止又は割増率の引き下げが行われた結果、運転者の深夜早朝時間帯の時間当たり賃金が減少したことが明らかとなった場合には、認可を取り消すこと

附　則

本通達は、平成26年３月20日から施行する。

国自安第３号
国自旅第６号
平成２６年４月１４日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
関東及び近畿運輸局自動車監査指導部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
（公印省略）

深夜早朝割増運賃を設定していないタクシー事業者等に対する調査の実施について

タクシー運賃については、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）」の可決・成立に際しての衆参両院の附帯決議において、一般乗用旅客自動車運送事業者において賃金制度等の改善等に努めることとする旨が盛り込まれ、各事業者が当該附帯決議を踏まえて賃金制度等の改善等を進めていくに際しては、深夜早朝割増の廃止又は割増率の引き下げにより労働条件の悪化が生じることを防止することがその前提となることを踏まえ、これらに係る審査について、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号）」に加えて「深夜早朝割増の廃止等に係る審査方針について（平成26年３月20日付け国自旅第607号）」によることとしたところである。

一方、現状において深夜早朝割増を設定していない事業者や割増率を２割未満に設定している事業者においても同様に、上記の附帯決議を踏まえて賃金制度等の改善等を進めていくことが求められているところであり、この場合、まずは、深夜早朝割増を設定していないこと又は割増率を２割未満に設定していることが原因となって運転者の労働条件の悪化が生じていないことが確保されているかを確認することがその前提となる。このため、対象となる事業者に対し下記のとおり報告聴取等を実施することとしたので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

１．輸送部門における対応

（１）深夜早朝割増を設定していない事業者及び深夜早朝割増を２割未満に設定している事業者に対して、道路運送法第94条第１項に基づき、賃金台帳等による運転者の時間当たり賃金の直近年度及びその前年度分の支払い実績の報告を毎年度４月末までに行うよう求めること。

ただし、深夜早朝割増の運賃認可に期限を付されているものは対象から除くものとする。

（２）（１）の報告により、運転者の深夜早朝時間帯の時間当たり賃金が直近年度とその前年度と比較して減少していることが確認される場合には、期間を定めて深夜早朝割増を２割とする運賃変更認可申請を行い、これにより当該時間当たり賃金を上昇させるよう指導すること。

（３）（２）の指導に従わない場合には、必要に応じ、経営実態調査を実施すること。

なお、当該経営実態調査に当たっては、収支状況のほか、乗務距離の最高限度（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第22条により指定する地域に限る。）の遵守状況や拘束時間の遵守状況に関しても調査を行うこととし、乗務記録（運輸規則第25条第3項に規定する記録）、点呼記録（運輸規則第24条第3項に規定する記録）及びその他資料を用意するよう指示すること。

（４）（３）の調査の結果、法令違反（関連書類の未提出を含む。）の疑いが生じた場合には、具体的な法令違反の疑いの内容を精査し、調査対象事業者に当該法令違反について事実確認を行うとともに、改善指導及び監査部門への情報提供を行うこと。

２．監査部門における対応

監査部門においては、上記１．（４）における情報の提供を受けた場合、「自動車運送事業の監査方針について（平成25年9月17日付け国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号）」に基づき、必要に応じて当該事業者に対して適切と思われる措置を講ずること。

独占禁止法の適用関係について（通知文書に記載する内容）

		法律の関係条文	通知文書に記載する内容
特定地域	独禁法適用除外	**（特措法第８条の４第１項）** 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律…の規定は、認可特定地域計画及び認可特定地域計画に基づいてする行為には、適用しない。	以下の行為は、**独占禁止法が適用されない。** ①認可特定地域計画に基づき、事業者が他の事業者と相談して、事業者計画を作成する行為 ②認可事業者計画に基づき、事業者が減車等の供給輸送力の削減を実施する行為
	独禁法上問題とならない	—	協議会に参加する事業者が特定地域計画を策定するにあたって減車等の供給輸送力の削減等について協議を行う行為は、**独占禁止法上問題とならない。**
	独禁法上問題となる	**（特措法第８条の４第１項）** ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。 一　不公正な取引方法を用いるとき 二　一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより旅客の利益を不当に害することとなるとき 三　第八条の六第四項の規定による公示があった後一月を経過したとき	以下の行為は、**独占禁止法上問題となる。** ①減車を行わない事業者に共通乗車券の利用を拒絶する行為 ②過剰な減車を行うことにより、利用者を獲得しようとする事業者間の競争が実質的に制限された結果、例えば、深夜時間帯、特定の曜日などにおいてタクシーを利用することが著しく困難になる場合 ③事業者が他の事業者と相談して、認可特定地域計画に基づく内容とは異なる減車等の供給輸送力の削減等を実施する行為
準特定地域	独禁法上問題とならない	**（特措法第１１条第３項）** 活性化事業計画には、活性化事業と相まって…譲渡又は譲受け…合併または分割、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減その他経営の合理化に資する措置として国土交通省令で定めるもの（以下「事業再構築」という。）…を定めることができる。	事業者がその自主的な判断に基づき、単独で活性化事業計画を作成し、減車等の供給輸送力の削減等を実施する行為は、**独占禁止法上問題とならない。**
	独禁法上問題となる		事業者が他の事業者と相談して、活性化事業計画を作成し、減車等の供給輸送力の削減等を実施する行為は、**独占禁止法上問題となる。**
公定幅運賃	独禁法上問題とならない	**（特措法第１６条）** 国土交通大臣は…協議会の意見を聴いて、…旅客の運賃…の範囲を指定し…公表しなければならない。 **（特措法第１６条の４第１項）** …一般乗用旅客自動車運送事業者は…旅客の運賃を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。	以下の行為は、**独占禁止法上問題とならない。** ①協議会として公定幅運賃に関する国土交通大臣への意見を取りまとめるために事業者が協議を行う行為 ②事業者が他の事業者と相談・連絡をすることなく、運賃の届出をする行為
	独禁法上問題となる		事業者が他の事業者と連絡を取り合い共同して運賃を決定し、届出をする行為は、 **独占禁止法上問題となる。**

国自旅第425号
平成26年1月24日

各地方運輸局長　殿
沖縄総合事務局長　殿

自動車局長
（公印省略）

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」における「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の適用関係について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成25年11月８日及び同年11月19日）に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第54号。以下「新法」という。）における私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の適用関係について、公正取引委員会の独占禁止法の見解に基づき、（別紙）のとおり作成したところ、新法により一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化が効果的に推進されるよう遺漏なきを期されたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

※別紙については省略

その他改正事項について

・運転者が他法令に違反した場合において、当該違反行為がタクシー事業者の責に帰すべき理由があるときは、安全確保命令を発動。

・特措法に基づく供給輸送力の削減対象から、福祉タクシー及び都市型ハイヤーを除外。

輸送の安全を確保するための措置等

運転者が道路交通法違反した場合に、当該行為を事業者が指示した場合

運転者が、タクシー乗務中に他法令の違反を行い、当該行為について、事業者の関与が認められる場合に、当該事業者に対して国土交通大臣が「安全確保命令」の発動等を実施。

都市型ハイヤー等について供給輸送力の削減対象からの除外

特措法に基づく供給輸送力の対象

特措法に基づく供給輸送力の対象から次の事業及び車両を除外。

① 福祉タクシーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業及び専ら障害者等及びその付添人の運送の用に供する車両

② ハイヤーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業のうち、契約形態等に照らしてタクシー事業と著しく異なる形態で行われるもの（都市型ハイヤー）及び専ら当該事業の用に供する車両

タクシー業務適正化特別措置法（「タク特法」）について（昭和45年法律第75号）

タクシー業務適正化特別措置法の目的

タクシー業務について、輸送の安全及び利用者利便の確保を図るため、地域ごとにタクシー運転者の登録制度等を実施。

タクシー運転者登録制度：タクシー運転者登録を受けた者以外の乗務を禁止

全国	指定地域	特定指定地域
—	登録制（講習） ・法令に関すること ・安全に関すること ・接遇に関すること ・地理に関すること	登録制（講習・試験） ・左記の講習に加え 地理に関する試験

昨年の臨時国会での議員立法により本法を改正（平成27年10月1日施行）

全国	指定地域	特定指定地域
登録制（講習） ・法令に関すること ・安全に関すること ・接遇に関すること ・地理に関すること	登録制（講習・試験） ・法令に関すること ・安全に関すること ・接遇に関すること ・地理に関すること	登録制（講習・試験） ・法令に関すること ・安全に関すること ・接遇に関すること ・地理に関すること

全国

- 単位地域（原則として47都道府県を指定）
- 登録の要件：第二種運転免許の保有、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習（法令・安全・接遇・地理）の修了　等

指定地域

- 単位地域のうち、政令指定都市等の流し地域（札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、北九州、福岡の13地域を指定）
- 登録の要件：第二種運転免許の保有、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習（法令・安全・接遇・地理）の修了、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験（法令・安全・接遇・地理）の合格　等

特定指定地域

- 指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域（東京、横浜、大阪の３地域を指定）
- 登録の要件：指定地域と同様
- 特定指定地域においては、適正化事業実施機関としてタクシーセンターを指定し、以下の措置を実施。

道路運送法等に違反する行為の防止及び是正を図るための指導業務（街頭指導、巡回指導等）

タクシー運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修業務（新規講習、命令講習等）

タクシー乗場その他利用者のための共同施設の設置・運営業務

タクシー事業の適正化を図るためのタクシー乗場の指定及び乗車禁止の地区及び時間の指定

道路運送法の改正について

・運転者の過労運転防止のために、事業者に対して必要な措置を講ずることを法律上明確化。

・旅客自動車運送適正化事業を創設し、民間団体等による事業者への法令遵守に関する指導等を実施。

運転者の過労運転防止の明確化

輸送の安全確保のために運転者の過労運転防止は極めて重要であることから、事業者が必要な措置を講ずることを明記。

旅客自動車運送適正化事業の創設

違法行為を防止するため、民間団体等による事業者への指導等を行う事業

・道路運送法第４３条の２により、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とした一般社団法人又は一般財団法人を「旅客自動車運送適正化事業実施機関」に指定

民間団体等の
自主的な活動

輸送の安全阻害行為の防止、法令遵守に関する指導等を通じ、旅客自動車運送に関する秩序の確立を図る

国土交通省地方運輸局・運輸支局

（道路運送法第９４条ほか）

○ 事業者に対する報告聴取
○ 事業者に対する立入検査・質問聴取
○ 法令違反を行った事業者に対する行政処分・改善指導

監査担当職員：３４２名（平成２５年度）

指 定
連 携
協 力

適正化事業実施機関

（道路運送法第４３条の３）

○ 法令遵守に関する事業者への指導
○ 無許可営業防止のための啓発活動
○ 事業の秩序確立に向けた啓発・広報活動
○ 旅客からの苦情の処理
○ 行政機関への報告

附帯決議について①

需要拡大に向けた取組について

衆議院

1．一般乗用旅客自動車運送事業が地域の公共交通機関として重要な役割を担っていることを関係者は認識し、高齢者、妊婦、障害者、訪日外国人等の幅広いニーズに的確に応えるとともに、創意工夫を凝らしてサービスの高度化や高質化に積極的に取り組むことにより、需要の拡大を図ること。

参議院

1．一般乗用旅客自動車運送事業が地域の公共交通機関として重要な役割を担っていることを関係者は認識し、運転者登録制度の拡充や旅客自動車運送事業適正化事業実施機関制度の導入等が行われることを踏まえ、引き続き運行の安全を徹底するとともに、サービスの高度化や高質化に積極的に取り組むことを通じてサービス面での競争を活発に行い、利用者利便の一層の向上が図られるようにすること。

附帯決議について②

給与体系の見直し・過労運転の防止について

衆議院

12. 国土交通省及び厚生労働省は、累進歩合制の廃止について改善指導に努めること。また、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すとともに、取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。
13. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、歩合給と固定給のバランスの取れた給与体系の再構築、累進歩合制の廃止、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し等賃金制度等の改善等に努めるとともに、運行の安全を確保し、拘束時間外に運転代行業務に従事すること等により安全な運転をすることができない運転者を乗務させることがないよう万全を期すること。

参議院

8. 国土交通省は、累進歩合制の廃止について改善指導に努めること。また、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すとともに、取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。
9. 一般乗用旅客自動車運送事業者が、歩合給と固定給のバランスの取れた給与体系の再構築、累進歩合制の廃止、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し、過度な遠距離割引運賃の是正等賃金制度等の改善等に努めるとともに、運行の安全を確保し、拘束時間外に運転代行業務に従事すること等により安全な運転をすることができない運転者を乗務させることがないよう万全を期すること。
12. 本法の趣旨を踏まえ、タクシーの供給過剰対策、運転者の健康を守る観点等からの過労運転防止対策などの推進を図るため、関係省庁連携の下、監査指導体制の充実強化に努めること。

タクシーとハイヤーの区分について

一般乗用旅客自動車運送事業 ： タクシーとハイヤー
→ 一個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する事業

従前

【タクシー】
○流し営業又は運送の引受けが営業所において行われるもの
○運転者登録あり（13都市）
○旧特措法による減車の枠組みの適用

従前

【ハイヤー】
○運送の引受けが営業所のみにおいて行われるもの
○流し営業禁止、運転者登録なし（13都市）
○旧特措法による減車の枠組みの適用なし

改正特措法施行後

【タクシー】
○流し営業又は運送の引受けが営業所において行われるもの
○運転者登録あり（全国）

改正特措法施行後

【その他ハイヤー】
○右に該当するもの以外のハイヤー
○流し営業禁止、運転者登録なし（全国）

改正特措法施行後

【都市型ハイヤー】
○ハイヤーのうち、１日以上の専属契約又は２時間以上の運送契約により運送を行うものとして届出等を行ったもの
○流し営業禁止、運転者登録なし（全国）

特定地域・準特定地域では減車等の枠組み・公定幅運賃の適用

特定地域・準特定地域でも減車等の枠組み・公定幅運賃の適用なし

改正特措法の特定地域・準特定地域における都市型ハイヤーとその他ハイヤーの扱いについて

		都市型ハイヤー	その他ハイヤー
法令に基づく扱い	新規参入	●道路運送法に基づく許可の対象。 ●適切な事業計画、事業遂行能力を有すること等の基準を満たしていれば許可。	●特措法に基づき特定地域では許可禁止、準特定地域では許可の対象。 ●準特定地域では、需要が供給を上回る場合のみ許可。
	増車	●道路運送法に基づく届出の対象。 （経過措置による既存車両の届出の期限は3月26日。）	●特措法に基づき特定地域では認可禁止、準特定地域では認可の対象。 ●準特定地域では、需要が供給を上回る場合のみ認可。
	運賃	●道路運送法に基づく認可の対象。	●基本運賃は公定幅運賃の対象。（タクシーの下限運賃以上）
	減車等	●特措法に基づく減車等の供給削減の枠組みの対象外。	●特措法に基づく減車等の供給削減の枠組みの対象。 ➡・協議会では、過去の減車実績等を踏まえて柔軟に供給削減率を定めることができる。 ・供給削減率に関する合意は、車両数をベースに大手・中小・個人のカテゴリー毎に採決される仕組み。
通達に基づく扱い	行政処分の加重	――	●減車を実施していない事業者に対しては、各種行政処分が加重される。
	調査・監査の実施	――	●協議会に参加しない事業者又は減車に協力しない事業者に対しては、平均年1回のペースで、1ヶ月分の運転者の勤務状況、拘束状況、1ヶ月分の収支を書面と面接で調査。 ●調査により法令違反の疑いが判明すれば、速やかに監査を実施。

主要都市のタクシーサービスの国際比較

	第１位	第２位	第３位
タクシーサービス	東　　京	シンガポール （シンガポール）	ダブリン （アイルランド）
タクシー運転手の親切さ	ドゥブロヴニク （クロアチア）	東　　京	シンガポール （シンガポール）
公共交通機関	東　　京	ウィーン （オーストリア）	ベルリン （ドイツ）

出典： TripAdvisor が平成26年5月20日に発表